

様式第 1 号イ（農地所有適格法人）

ご 注 意

申請者の現住所、申請土地
の所在、地番、地目、面積
は、正確に記載してくださ
い。

農 業 委 員 会 受 付

照 合	登 記 事 項 証 明 書	照 合 責 任 者 印	
-----	------------------	----------------	--

農地法第 3 条の規定による許可申請書

農業委員会会長 合 砂 哲 夫 様

令和 年 月 日

申 請 者	現 住 所	職 業	氏 名									
譲受（借）人			農家番号									
			(歳) 印									
譲渡（貸）人			農家番号									
			(歳) 印									

（注）申請者は、農家番号の記載を要しない。

下記農地（採草放牧地）について

所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権（

）

を

移転
設定（期間

年）

したいので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所 在 地 番	地 目		面 積 ㎡	対価、賃料 等 の額 (10a 当 り)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者の氏 名又は名称 (登記簿と異 なる場合))	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現 況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
				()	()		
				()	()		
				()	()		
				()	()		
				()	()		

					)		
合	計	筆					

2 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 個人である場合は、住所は、住民票表示のとおり記載してください。ただし、住民票表示の住所地が生活の本拠地ではない場合は、実際の生活の本拠地を記載してください。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 4 法人が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農地保有合理化法人の場合は、職業は、記載を要しません。
- 5 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 6 記の2は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

許可指令書

岩泉町指令岩農委 第 号

この申請は、下記により許可します。

令和 年 月 日

農業委員会会長 合 砂 哲 夫 印

記

1 条件 取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消すことがあること。

2 教示

(1) この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（同法第 19 条第 2 項に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を岩手県知事に提出して、審査請求をすることができます。

(2) この処分の取消しの訴えは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市（町村）を被告として（訴訟において市（町村）を代表する者は農業委員会会長となります。）、提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

